

# 関西労働者安全センター | 労災職業病

関西労働者安全センター

2018. 6.10発行〈通巻第489号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-11 ウタカビル201  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp  
ホームページ : http://koshc.jp/



8年を経て、はつりじん肺訴訟が和解解決 末端の建設労働者がゼネコンに責任を問う！ .....	2
ニチアス王寺工場元労働者、初の国賠和解 .....	6
死ぬまで元気です vol.3 右田孝雄 .....	7
港湾職場をパトロール 全港湾大阪支部 .....	8
連載 それぞれのアスベスト禍 その79 古川和子 .....	11
韓国からのニュース .....	13
前線から .....	16
膀胱がん労災損賠訴訟、弁論開始／福井 連合大阪、外国人何でも相談を実施／大阪	
2018年夏期カンパへのご協力をお願い .....	18

# 8年を経て、 はつりじん肺訴訟が和解解決 末端の建設労働者がゼネコンに責任を問う！

2009年12月21日に提起した「はつりじん肺訴訟」がついに終結した。準備期間を含めると10年以上を要したこの訴訟は、原告15名のうち3名をじん肺などで失いながらも、本年5月21日に全面的に解決したのである。

8年も過ぎれば使っているPCも何台か換わり、この原稿のために記憶を喚起しようと資料を探しても見つからないこともある。そこで記憶を頼りに報告を書こうとすると、「はて、あれはいつの話だったか」と不確かなことが多く、甚だ心許ない。しかし、はつりじん肺訴訟の原告は、必死になっておよそ40年前の記憶を呼び起こし裁判を戦い抜いたのである。しかも、彼らの記憶はのちのち現存する資料と付き合わせて確認するとかなり正確で、この諦めない姿勢が今回の和解につながったのだと考えられる。

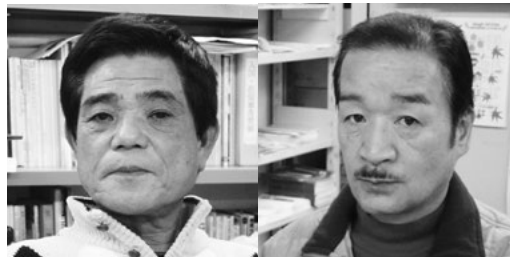
## 訴訟の背景

粉じん作業によるじん肺被害について



村上武徳さん

安里正秀さん



伊良皆正吉さん

岡山義昭さん

は、最古の職業病とも言われるほど、非常に古くから知られている。わが国では戦後すぐに特別法制定の大運動がおこり、1955年に矽肺等特別保護法、1960年にじん肺法が制定された。じん肺被害の損害賠償責任を国や企業に求めるじん肺訴訟は、1970年代から多数提起されてきており、主に、炭鉱、鉱山、トンネルの労働者と家族が原告となってきた。当事者、各弁護士団の多大な努力の成果により、企業責任が明確にされ、補償水準も定着し、和解で勝利解決するケースが多くを占めるようになってきている。

このようなじん肺訴訟の歴史を念頭におくとき、今回和解したはつりじん肺訴訟は、これまで取り組まれたことがなかった、都市の建設現場で発生しているじん肺被害の責任を、元請であるゼネコンに初めて正面から問う集団訴訟である。加害者としてのゼネコンの存在と明確な被害をつなぐ立証の難しさから、被害に社会的な光が当たらず、これまで被害者が泣き寝入りをせざるをえなかった「大規模なじん肺被害」対

する加害責任の明確化と公正な補償を求めて訴訟を提起した。

## 立証の困難さ

はつり工は壊す作業を主な職務とする。作り上げるような作業はほとんどなく、そこに存在するものをはつって無くすのである。そのため、作業をした跡は残らない。また、作業自体も、現場は違えど同じ作業の繰り返しであり、特別記憶に残るものでもない。また、自らが作業を行った現場をあとから思い出すことは限りなく不可能に近い。誰もが知っているような、大阪ドームとか梅田スカイビルなどの工事現場ですら、作業に従事していた当時から想像もつかないような竣工時の姿なのである。加えて、新築の現場における現場名は仮称であり、高層集合住宅に付けられるようなハイカラな名称はどこにもない。多くの現場では防音シートなどで覆われており、はつり工は完成時の作業現場がどのような外観を見せるのかも知らないまま現場を去るため、実際に建物を見ても視覚から記憶が喚起されるわけではない。通常、建物を認識する際の指標は、1階のテナントや建物の壁の色などであり、住所などの文字情報ではないのである。そのため、現場までの道

のり、エピソード、同じ職人からの聴取りなどありとあらゆる手段を用いて作業現場を見つけ出した。

準備期間だけでも数年の期間を要したが、原告たちは当初自分たちの足で現場を探したものである。裁判が終結した現在、同じ作業ができる者はほとんどいなくなってしまっている。

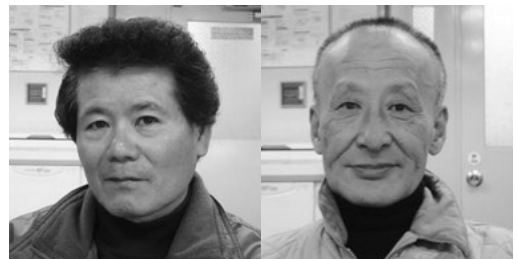
このような苦労をした結果、陳述書などの形式で原告本人の体験を裁判所に対して訴えるのだが、客観的な証拠ではないためその評価がたいへん気になるところである。さらに裁判の長期化に伴い裁判官の構成も代わっていくので、書面が読まれているとしても、各裁判官がどのような印象を受けるかということまでは分からない。そのような環境であっても、1年をかけて順番に行った原告本人による意見陳述と本人尋問は、直接裁判所に原告の声を届ける重要な機会であった。

本人尋問は2012年2月から始まった。体調が著しく悪かった村上武徳さんの尋問を行うべく証拠保全を2011年末に申し立て、翌年2月9日に尋問が予定されていたのだが、直前にお亡くなりになってしまった。同じ轍を踏まないように、体調不良を抱える原告について優先的に尋問を進めていくよう、徳田輝顕さん、そしてだいつ時



金城武次さん

山田裕二さん



小橋川三郎さん

植田勇さん

間をあけて知念清二郎さんが証拠保全のため尋問を受けた。このお二人と一緒に和解の日を迎えることができたのはありがたい話ではあるが、一方、比較的元気だと思われた安里正秀さん、浜川邦宏さんが終結の前に他界したことが何よりも悔やまれる。

全員の尋問が終わったのは2015年7月であった。

## 大林組への抗議行動

尋問が終わったのち、和解も含む進行協議が続けられた。弁護団による粘り強い交渉が約3年続いたことになる。原告も毎月集まって進行状況を確認し、必要な資料があれば探索するという日々を過ごしていた。

個別の和解は先述の知念さんと金城武次さんについて和解が成立したが、このお二人と伊良皆正吉さんを除くと全員が複数の被告を相手に戦っているため、被告側の足並みが揃わず、なかなか進展がなかった。とりわけ大林組は抗戦姿勢を崩さず、「大林組の現場は予定通り作業が進むので、はつり作業はほとんどない」というような世迷い言すら書面で主張していた。

このような中で、和解直前ではあったものの、大林組への抗議行動を行った。



新垣実さん

知念清二郎さん

2017年10月19日、コミュニティ・ユニオン首都圏ネットワークのお世話で「1日行動」に参加させて頂き、首都圏の労働組合とともに合同で順番にそれぞれの争議先へ抗議行動に出向き、その初っ端に大林組を入れてもらったのである。

東京の品川にある大林組本社前に、数百人の人々が集まり、一斉に抗議をするのであるから迫力がないはずがない。参加した原告は新垣実さん、末吉茂正さんで、普段は大人しいふたりもこの大人数の前に腹をくくり、お礼の挨拶を述べたり、大林組の職員を捕まえていつまでも抗議を続けたりしていた。また、大林組だけではなく、力の続く限り他の組合への支援のために半日行動を共にしたのは、お二人にとっても良い経験だったと思う。

## 原告の声

和解記者会見での原告らのコメントを紹介する。

■岡山義昭（原告団長）：平成21年12月に訴訟を提起してから8年という長い年月が経ちましたが、今回和解が成立したことは私たちが辛抱強く戦い続けた成果だと考えています。この8年の間に原告15名のうち3名を失いました。原告はみな、提訴



徳田輝顕さん

浜川邦宏さん

時と比べて明らかに息苦しさが増しています。自宅で酸素吸入を行っている人もいます。今日も入院中であつたり、外出が困難で出廷できない原告がいます。じん肺という病気が、仕事を辞めた後でも進行し、私たちの呼吸を奪っていく恐ろしい病気であることに改めて気付かされます。

建設工事現場は、粉じんのとても酷い労働現場です。最近の現場では、防じんマスクの着用について元請ゼネコンが細かくチェックしているそうですが、私たちが働いていた当時はそのようなことはありませんでした。また、粉じんばく露は、防じんマスクだけで防ぐこともできません。現場で働く人たちが粉じんを吸わない環境を元請ゼネコンが作らなくては、じん肺に罹患する労働者はなくならないと思います。

私たちと同じようにじん肺で苦しむ人が出ないようにしてほしいと心から訴えます。

■植田勇さん：大林組の監督の出した陳述書を読みましたが、事実と異なる内容が多かったので正直がっかりしていました。ゼネコンは今後、はつり工が粉じんを吸わないで仕事ができるよう安全な環境作りに励んでもらいたいです。

■山田裕二：西松建設は私の尋問の日まで、代理人もほとんど裁判に来なかったため、



福本隆一さん

末吉茂正さん

心配していました。解決まで非常に時間がかかりましたが、お世話になった親方も、じん肺で苦しんでいます。まずは親方に報告したいと思います。

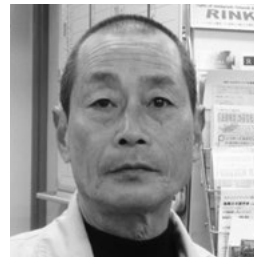
■小橋川三郎さん：神戸の震災の復旧工事の現場を確認したかったのですが、すっかり風景が変わっていました。そこでも自分のはつり作業をした場所を見つけられてよかったです。自分たちが作業をしたことは間違いありません。

■福本隆一さん：今年も肺気胸で入院しました。手術もし、その傷がまだ治りません。もっと早く解決できるようゼネコンは努力しなくてはなりません。

■新垣実さん：ほかのはつり会社へ応援で行く仕事が多く、現場によっては元請ゼネコンがどこか分からないこともあり、とても苦勞しました。大林組の東京本社にも抗議に行ったりしましたが、無事解決してほっとしています。

■矢野寛さん：ほっとしました！

最後に、8年間粘り強く原告とともに闘ってくれた弁護団、ご支援いただいた皆さんにお礼を申し上げます。



矢野寛さん

---

---

# ニチアス王寺工場元労働者、初の国賠和解

大阪泉南アスベスト国家賠償訴訟最高裁判決を受け、国が、同判決の被災者と同じように石綿工場で就労しアスベストによる健康被害を受けた元労働者や遺族に対し、訴訟上の和解手続を通じて損害賠償を行っていることについては、泉南型国賠訴訟として本誌でもたびたび報告をしてきた。

今回、奈良県北葛城郡王寺町のニチアス株式会社王寺工場の元従業員である勝村正信さん（87歳）が2016年5月20日に提起した国家賠償訴訟について、本年4月25日、訴訟上の和解が成立した。この訴訟はニチアス従業員の国家賠償訴訟としては初めて提起されたものであり、ニチアス王寺工場の従業員として国と訴訟上の和解が成立したのは初めてである。

勝村さんは、1957（昭和32）年6月から1958（昭和33）年8月までニチアス王寺工場で石綿製品の製造作業に従事し、アスベスト粉じんにはく露した。2009（平成21）年6月に良性石綿胸水により労災認定を受けている。

泉南型国賠訴訟においては、賠償金の対象に関する要件について、「昭和33年5月26日から昭和46年4月28日までの間に、局所排気装置を設置すべき石綿工場

内において、石綿粉じんにはく露する作業に従事したこと」と掲げられており、国の責任期間が限定されている。勝村さんについては、昭和33年8月で退職していることから、昭和33年5月26日から同年8月までの2～3か月のみしか責任期間と重ならないこと、また、勝村さんが従事していた作業は石綿製品製造ではなく岩綿製品の製造であること、などと根拠のないことを国は主張し、徒に係争を長引かせた。約2年の時間を要したが、勝村さんは根気よく作業内容について主張を続け、ようやく賠償を受けるにいたったのである。

また、この日は新たにニチアス王寺工場の6名の元従業員について本人や遺族が提訴している。ニチアス王寺工場の石綿粉じんによる被災者は、厚生労働省の「石綿ばく露作業による労災認定等事業場一覧表」によれば、労災認定数が、平成28年までに肺がん44名、中皮腫33名、石綿肺11名にのぼる。労災認定を受けていないけれども、石綿ばく露により健康被害を負っている方も多くいることが予想される。勝村さんの和解をきっかけに、より多くの元従業員から声が上げられると期待したい。

# 死ぬまで元気です

## VOL.3 右田 孝雄



こんにちは、中皮腫患者として「中皮腫サポートキャラバン隊」を名乗って、全国でピアサポート活動をさせてもらっています。

今回も過去2回の続きで、私の金髪のエピソードについて書きます。

金髪にしてから職務質問から始まって人助けをしたり、良くも悪くもこの金髪は結構目立ちます。特に私のような中年親父が、こんな金髪のオールバックにしていたら誰が見ても怪しいでしょうね。だからと言って調子に乗っている訳でもなく、ただキャラバン隊で全国を回る時に、第一印象で覚えてくれるという利点があるからです。実は私は白縁メガネでして、金髪とメガネはもはや私のトレードマークです。ですが、普段は帽子をかぶっています。

先日、前橋で講演会があったのですが、帰りの電車では疲れて、指定席で椅子を倒して寝ていました。すると、私の後ろの席にちょっとお酒に酔ったサラリーマンが、缶ビールを片手に乱暴な態度で乗ってきたのです。あたかも、私が椅子を倒して寝ているのが気に入らないよう

な態度でした。一言「椅子倒してます」と断りを入れようと、何気に帽子を取り、後ろを振り返ろうとしたその瞬間、そのサラリーマンは椅子の後ろの簡易テーブルに乗せた缶ビールを持って、ひとつ後ろの席に素早く移動していきました。指定席なのに移動ってどうなのかと思いつつも、その後快適に眠れたのは言うまでもありません。

再度言いますが調子に乗っている訳ではありません。ただ、こういうこともありなんだと再認識した次第です。でも普段は笑顔で、皆さんと明るく楽しく残りの人生を悔いなく生きたい、ただそれだけなんですよ。

---

右田孝雄（みぎた・たかお）53歳

2016年5月胸膜中皮腫発症。その後、ブログでの発信で知り合った患者らと「中皮腫・同志の会」を立ち上げ、中皮腫患者の交流の輪を広げる。17年7月盟友の栗田英司氏と運命的な出会いで「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」に入会、栗田氏と共に「中皮腫サポートキャラバン隊」として患者のピアサポートに邁進中。野球は阪神タイガース。好きなアーティストは桑田佳祐。モットーは「死ぬまで元気」。

# 港湾職場をパトロール

## 全港湾大阪支部

2018年5月11日、全港湾大阪支部の安全パトロールに初めて参加した。今まで現場のことをほとんど知らないまま労災補償や安全衛生について駄文を書き連ねてきたが、ついに事業場内に立ち入る機会を得たのである。

全港湾の事務所でミーティングから参加し、その後、大正内港と呼ばれる地区に向かう。ここは大阪市港湾局が管理する人口港湾で、一号から九号までの上屋がある。それぞれに民間企業が常駐し、船舶と陸上の間の荷さばきを行っている。作業内容は、船舶からの荷下ろし、上屋への搬入、その逆方向の作業である運搬車両からの荷下ろし、船舶への積み込みというところだろうか。それぞれの作業では、重量物を移動させるためにフォークリフトを用い

る。フォークリフトと言っても電動の小さなものではなく、乗用車よりも大きな大型フォークリフトが稼働している。

扱っている荷が重量物であったり、化学物質であったりすることから、危険を伴う作業に違いない。そのため、どの現場でも細心の注意を払って作業をしている。1回、2回見ただけでは理解も不十分なままであるし、「何を今さら」というようなことしか指摘できないが、現場の安全衛生について思いつくまま書いてみたい。

### ◆フォークリフト

フォークリフトのイメージは、リーチフォークリフトと呼ばれるオペレーターが立ったまま操作するものか、大きくても荷重1トン程度のもので、港湾の現場にあった巨大なものは想像すらしたことがなかった。停車中のフォークリフトによじ登って高いところから眺めてみると、上屋全体が見渡せると思ったものだが、実際の作業中はそうはいかない。フォークリフトに積載される荷は、前方の視界を遮り、また荷の幅によっては走行中に衝突等の事故の危険を伴う。

また、ある事業場では作業の指導のために、先輩従業員がオペレーターの後ろで中腰になって指示をしていた。エンジン音が





大きく、隣で声をかけないとオペレーターはどのような指示をされているのか分からないこと、危険な走行や操作があった場合はすぐに対応できることから効果的な方法ではあるが、安全衛生法では、

「搭乗の制限（労働安全衛生法 151 条 13）

事業者は、車両系荷役運搬機械等（不整地運搬車及び貨物自動車を除く。）用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せてはならない。ただし、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りではない」

とある。この先輩従業員は両手でヘッドガードを掴んでいたものの、「墜落による労働者の危険を防止するための措置」としては不十分だと思われる。大型フォークリフトであるため、安全帯を伴う座席の設置など墜落防止策を具体的に講じることはできないだろうか。

#### ◆フレコンバック

フレコンバックには荷の内容が分かるように、標章が貼り付けられている。たとえば化学物質である場合、その危険有害性情報が記載された安全データシートが貼り付けられているものもあるのだが、フレコンバックに印刷されているケースもあり、この場合擦れて文字が見えなくなっているものを見かけた。紙のラベルをフレコンバックに貼附させると、搬送中に剥がれて紛失してしまうおそれがあり、いずれの情報伝達がより相応しいか一概には言えないが、作業員への注意喚起には文字よりも絵表示を強調した方がよいと思われる。



#### ◆道路と側溝

大正内港では大型トラックが頻繁に上屋を目指して走ってくる。いずれの車両も同じような進路を取り、同じようにカーブを曲がることから道路の特定の場所への負担が大きく、アスファルトが、カーブ時のタイヤの進行に合わせて盛り上がってしまっている。放置しておくこと事故の原因となるため、道路の劣化については港湾局によって補修されているが、よくみると道路がまだら模様になっている。損傷にあわせ、異なる時期に補修されているためである。

側溝の蓋についても、最短距離を取ろうとするトラックが側溝の上を走行することもあり、蓋の端が踏まれて跳ね、破損することもある。側溝の蓋が破損すると、そこが躓きや転倒の原因となるだろう。側溝そのものがトラックの走行に伴って破損している箇所もあり、大雨の日に足を取られると大けがにつながりかねない。一部は跳ねないように側溝の全体をシート上の鉄板で覆っているが、すぐに思いつくような、「ト



ラックの進行にカラーコーンを並べる」などの予防措置では対応できないというから、安全にトラックが走行する内港全体のデザインが求められるのかもしれない。

#### ◆安全靴

安全靴を購入するために作業服等の現場用品の販売店に行くと、靴屋のスニーカーのように安全靴が陳列されている。価格は3000円台のものが多かったが、その価

格帯の安全靴はプライベートでも履けそうなスポーティなものばかりだった。安全靴の定義は、「つま先を先芯によって保護し、すべり止めを備える靴」ということで、この基準を満たしていれば外見はどのようなものでも認められるようだが、話を伺うと建築現場では靴底に耐踏み抜き性がないと十分ではない、という。逆にあまり頑丈であると、昔の鳶のような、足の裏の感触を重視する職種には嫌がられたと元現場監督さんが話してくれた。

普段目にしない現場の様子を目の当たりにし、聞き慣れない単語や表現を聞き、たいへん緊張した1日ではあったが、立ち止まって作業現場を見てみると既述のような「危険の内在」が見えてくることもあり、安全パトロールが安全センターの重要な任務であることを確認することができた。(事務局：酒井恭輔)

# 原発被ばく労災

## 広がる健康被害と労災補償

被ばく労働を考えるネットワーク 編

原発被ばくによる労災補償をめぐる闘いの記録。

労災認定しながらも、「科学的に被ばくと健康影響の因果関係が証明された物ではない」とする厚生労働省とどう闘っていくのか。そのためのヒントはここにある。



■出版社：三一書房  
<https://31shobo.com/2018/04/18009/>  
■体裁：四六判、ソフトカバー、223頁  
■定価：本体1700円＋税  
ISBN978-4-380-18009-5 C0036

# 連載 それぞれのアスベスト禍 その79

## 中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会

古川和子

2017年9月10日に奈良支部集会を開催した時、午前中の相談会でSさんと出会った。Sさんは40歳代の女性で、父親が胸膜中皮腫に罹患して重篤な状態だった。

父親Kさん(当時76歳)は昭和35年2月から36年10月までの約1年8ヶ月間八尾市内あった「(株)精工舎」という石綿製品製造加工工場に勤務していた。精工舎は石綿を含んだゴムパッキンを作っていた会社で、ゴムパッキンを削ったりする際に粉塵が大量に発生していたと思われる。同社は同じく八尾市にあった「日本バルカー」の子会社だと生前にKさんは語っていたようだ。

Sさんが私たちのもとに相談にきたときすでに環境再生保全機構に申請して、所轄の労働基準監督署にも休業補償の請求を出していた。相談内容は父親の病状と、労災認定になるのか、という不安だった。

中皮腫は確定診断にいたるまで困難を極めるケースもあるが、Kさんもその事例だった。数か所の病院を転々としてやっと確定診断に辿りついたときは深刻な状況になっていた。「なぜ早くわからなかったのか」とSさんは何度も悔しい気持ちを訴えた。

Kさんに会うため市立東大阪医療セン

ターを訪問したが、その時はすでに会話ができる状態ではなかった。しかたなく病室を出て、Sさんと2人で2時間近く話をした。Sさんとの会話は幾度も同じことの繰り返しばかりだったような気がする。いらだった私は「先ほど説明したでしょう」と何度も言った。

ある日体調を崩した父親が、突然に死の宣告を受けた。母親はその数年前に他界しており、兄とふたりで相談しながら対応することになった。しかしその多くは娘であるSさんの負担となっていた。自宅から自転車を走らせながら病院に通う心労は極限に達していたのだと、後になって理解できた。

Kさんは私と出会ってほどなくご逝去された。いわゆる「父親っこ」だったSさんの落胆ぶりは酷かった。あるとき、用件が終わったにもかかわらずなかなか立ち去ろうとしない。「看護師さんがもっと早くに連絡をくれたら、臨終に間に合ったのに。私は親不孝な娘だ」と悔恨の涙を流す姿はそばにいても辛かった。

しかし時間経過とともにSさんの心も落ち着きを取り戻してきたころ、Kさんの労災認定通知が届いた。遺族請求手続きも順調に終わった。そして次は国賠訴訟での和解の手続きが始まった。

「お父さんが死んでお金を貰ってもいいのだろうか」と少しためらいがあったようだ。しかし私は「これはお父さんが生きていた事実であり、なぜ死ななければいけなかったという証明です」と言って励ました。

Sさんと一緒に大阪府立中之島図書館に古い住宅地図を探しに行くと、昭和35年以降の地図が存在していた。まさにKさんが精工舎に勤務していた頃の住宅地図だ。地図上に「精工舎」の文字も確認された。さらに古いアルバムから、精工舎の敷地内で撮影したと思われる写真もみつけた。S

さんの父親は精工舎に入社して、それ以前から働いていた母親と出会い結婚している。

石綿被害者の多くは、時空を超えた昔の記憶をひもとき、その原因を探る作業をする。Sさんも同じだ。父親の労災認定作業などを含めて、いままで知らなかった両親の姿を確認できた。父親が遺してくれた大切な思い出だ。

あとは、国賠訴訟が順調に和解することを願うばかりだ。

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる「中皮腫」患者の闘病記録

## 栗田 英司 著

- 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」会員
- 「日本肺がん学会」ガイドライン検討委員会胸膜中皮腫小委員会委員

「中皮腫サポートキャラバン隊」として、日本全国のアスベスト疾患患者のピアサポート活動に邁進する栗田英司氏。

33歳の時に「上皮型悪性腹膜中皮腫」との診断を受け、余命1年と宣告されたにもかかわらず、その後18年を今も前向きに生き続ける。中皮腫の診断イコール余命1年や2年などという症例が多いなか、「希望の星」と称えられる著者、渾身の闘病記です。くわえて、著者以外の、長期生存や元気に生活する6人の中皮腫患者へのインタビューもあわせて掲載。病と向き合い、闘うためのヒントを多く得ることのできる、貴重な書です。

### 【お問い合わせ】

関西労働者安全センター  
TEL:06-6943-1527  
FAX:06-6942-0278  
mail to:koshc2000@yahoo.co.jp

「余命」1年と告げられ18年後の今を生きる  
「中皮腫」患者の闘病の記録

# もはや これまで

〈付〉聞き書き 6人の患者の場合

栗田 英司

生きるとは？ 死ぬとは？ 中皮腫でお悩みの方、  
がんでお悩みの方、さまざまな病気に直面し  
お悩みの方、ぜひ手にとってみてください。  
この本には「希望」があります——。

SEIKOSHA

- 出版社：星湖舎  
<http://sksp.biz/index.html>
- 体裁：四六判、本文184頁、ソフトカバー
- 定価：本体1500円＋税  
ISBN978-4-86372-097-8 C0095

# 韓国からの ニュース

## ■雇用労働部、金浦地域に「死亡災害注意報」発令

雇用労働部・富川雇用労働支庁は、労災死亡事故が続いて発生した金浦市に「死亡災害注意報」を発令した。富川支庁によれば、今年1月～4月末までに、金浦地域の製造業者で4人の労働者が亡くなった。

1月20日、プラスチック容器製造工場で、Aさん(44)が金型移送装置に頭を挟まれて亡くなった。2月3日、塗装加工メーカーで、Bさん(24)が清掃中のローラーに手を巻き込まれて亡くなった。4月20日、食料品製造業者でCさん(60)がリフト車に挟まれて亡くなり、同月24日には機械製造業者で、Dさん(62)が屋根の雨水の漏水を確認中に落下して亡くなった。

雇用労働部の関係者は「亡くなった労働者4人は、事業主が産業安全保健法で決められた安全の措置を履行しない状態で作業をさせたことが確認された」と話した。2018年5月1日 京郷新聞 パク・ジュンチョル記者

## ■サムソンの作業環境測定報告書に営業秘密はない

職業環境医学科の医師たちが、サムソンが公開を拒否している作業環境測定結果報告書には営業秘密・国家核心技術が含まれているという主張に、納得できないという考え方を明らかにした。重要な情報があっても、安全性を事業主が証明するか、労災優先承認の制度であるべきという主張だ。職場の健康を守る職業環境医学科の医師会が、専門医・専攻医116人の連署名で出した声明の内容だ。

今年2月、大田高裁はサムソン電子温陽工

場で働き、白血病で亡くなった労働者の遺族が提起した行政訴訟で、サムソンの作業環境測定報告書を公開せよという判決を出した。しかし産業通商資源部がサムソンの要請に沿って、「国家核心技術が含まれている」と判定し、報告書の公開が延ばされている。

医師会によれば、報告書には△生産設備のモデル名・数・配置・工程などに関する情報は含まれておらず、△2010年以後の工程図は抜けており、△化学物質の混合比率・工程条件など、生産技術は示されていない。

医師会は「ある情報を営業秘密と認定するには、競争会社が持たない固有の技術が含まれた情報でなければならず、情報流出によって会社の利益に実質的な損失が推定されなければならない」が、「作業環境測定報告書レベルの情報が、このような要件を満たすかは疑問」と批判した。

営業秘密や国家核心技術が含まれた文書でも、使用者が危険性物質に対して、自ら安全性を証明したり非公開に固守すれば、労災が承認されたものと看なさなければならないという提案もした。2018年5月8日 毎日労働ニュース ヤン・ウラム記者

## ■安全保健公団、過労死の高危険事業場に「過労死予防事業」

安全保健公団が長時間労働の慣行を改善するために、今月から過労死高危険事業場を対象に「過労死予防事業」を始める。

公団によれば、過労死予防事業は、2016～2017年に長時間労働による脳心臓血管系と精神疾患で療養の承認を受けた事業場など、勤労基準・産業安全合同の点検対象100ヶ所を対象に実施する。

事業場の規模別に、20人未満の小規模事業場は公団の健康管理実態確認コンサルティ

ングを受けて、地域別勤労者健康センターの健康増進事業に参加する。20人以上の事業場は公団のコンサルティングを受けて、健康増進改善計画を立て、公団の審査を経て、適正性の判断と補完過程を経た後、予防事業を推進する。公団は、事業場が立てた健康増進改善計画と労働者健康保護活動を点検するために、分期的にモニタリングをする。

雇用労働部は、参加対象であるのに事業に参加しなかったり、改善計画の樹立・推進が不十分な事業場には、勤労基準・産業安全の合同点検を行う。2018年5月8日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

#### ■事業場に休憩施設を設置する経済的効果は2兆6千億ウォン

産業安全保健研究院がカトリック医大のチョン教授チームに依頼した「事業場休憩施設の実態と改善法案研究」によれば、事業場の60%は休憩施設がなかったり、不足していた。

休憩施設が充分だと答えた事業場は35.4%に止まった。休憩施設がないか不足だと答えた事業場(64.6%)の場合、労働者は休息場所として作業場(41.4%)と外部の休息空間(13.6%)を利用し、自販機周辺(8.5%)や屋上(5.7%)、本人の車両(5.0%)を利用していた。

一部の事業場では、元請けか下請けかによって休憩施設に格差があると答えた。下請け業者の休憩室が小さい(53.3%)、施設がない(53.3%)、備品が少ない(26.7%)があげられた。休憩室がトイレ・焼却場のような、悪臭が出たり清潔でないところにある(6.7%)という応答もあった。

研究チームが全国の事業場に休憩施設を設置するのに必要な直接・間接費用を算出したところ、2兆2822億ウォンが必要とされた。

ところが休憩施設の設置による便益は、費用の2.2倍高い4兆9410億ウォンと算出された。「休憩施設があれば、労働者の疲労感が3.4倍減少し、職務ストレスも1.5～2.1倍にまで減ると分析され」、「これによる欠勤率と業務上災害の経済的な損失を勘案すれば、純便益は2兆6587億ウォン」になるとした。

雇用労働部は研究結果を基に「事業場休憩施設の設置と運営に関するガイドライン」を作製する。労働者1人当りの休憩施設面積として最小6平方メートルを確保し、事業場の特性によって、労使が協議して自律的に決めるようにする予定だ。2018年5月9日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

#### ■ムン・ソンミョン君、源進労働者の労災死亡30周忌追悼組織委が発足

産業安全保健法は28年前に大々的な手術を経て、今の姿になった。政府に労災予防の責務が付与され、産業災害予防基金が設置され、産業安全保健研究院が政府機関として作られた。労使同数の産業安全保健委員の構成や労災予防教育が義務化されたのもこの時。

1990年に産業安全保健法の全面改正がされたのは、88年に水銀中毒で亡くなった15才のムン・ソンミョン君と源進レーヨンの被災労働者の闘いがあったからだった。今の労働安全保健制度は、それらの悲しい犠牲の上に作られた。

16日、フランチェスコ教育会館でムン・ソンミョン君と源進レーヨン労働者の労災死亡30周忌追悼組織委員会が発足式を開催し、90の労働・市民・社会団体が参加した。

追悼組織委は発足宣言文で「厳酷な労災死亡が繰り返されている現実を変えるために、汎社会的な追悼組織委を発足させ、共同事業を展開する」とした。



追悼組織委は、7月2日のムン・ソンミョン君30周年忌の命日に合わせて、7月第1週に追悼文化祭を行い、中旬には労働安全保健運動をテーマに大討論会を行う。6月からは「労働者健康権バス」で全国を巡回し、健康に働く権利を広報する。30周年忌に合わせて追悼の造形物も造る予定だ。2018年5月17日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

### ■鎮海－巨濟海底ガス管工事現場で砒素中毒、労働者2人に労災認定

鎮海－巨濟主配管1工区の建設工事現場に投入され、1級発ガン物質の砒素中毒になった2人の溶接労働者に産業災害が認められた。被災者と同期間に仕事をした溶接工と土木工が100人程いたことから、砒素中毒が疑われる労働者ももっといと推定される。産業安全保健研究院の疫学調査で、現場労働者と管理職の中に、体内の砒素ばく露濃度が正常値を上回る職員がいたことが確認された。

韓国ガス公社の発注で2013年に始まった鎮海－巨濟主配管1工区の建設工事は、海底区間が7.8km、地下100mに達する国内最長・最高深度の工事で、元請けは現代建設だ。

SさんとKさんは現代建設の下請け業者の所属で、昨年9月10日から11月10日までLNGパイプを溶接して連結する作業をし

た。工期に間に合わせるために2ヶ月間昼夜交代で仕事をした。仕事を始めて20日余りが過ぎた頃から、原因不明の頭痛と目まい、手足のしびれの症状が現れた。昨年11月16日に病院を訪れて検査した結果、尿から正常ばく露基準(220 $\mu\text{g}$ /L)の3倍近い砒素が検出された。

砒素中毒に罹患した労働者ももっと出てくる可能性がある。SさんとKさんと同じ期間に仕事をした溶接工は25人、土木工は80人余りだが、現場の労働者は日雇いの下請け労働者であったため、会社に積極的に問題を伝えていない可能性がある。2018年5月17日 毎日労働ニュース ペ・ヘジョン記者

### ■1級発ガン物質ラドンの恐怖に、労働者は「無防備」

原子力安全委員会が、健康に良いマイナス・イオンを出すと言われるラドンが含まれた「テジン・ベッド」が、年間許容値の最大9倍まで放射線を放出するという二次調査結果を発表した後、マットレス製造労働者の不安が大きくなっている。1級発ガン物質のラドンは、自然放射性物質という理由で、労働安全保健管理の対象から抜けている。

雇用労働部は「マットレス製造業者3ヶ所を緊急点検した結果、現在はラドン検出の原因とされたモナザイトを取り扱っていないと確認された」とし、「原子力安全委がモナザイトの流通経路を確認し次第、関連業者にまで調査を拡大する」と明らかにした。「ラドン寝台」の波紋が広がって、労働部も対策を始めたことになる。

事業場でラドンにばく露するという警鐘は2013年から鳴らされていた。勤労福祉団はその年の7月には、ラドンによる肺がんを

(18ページへつづく)

# 前線から

## 膀胱がん労災損賠訴訟、 弁論開始

福井

仕事で膀胱がんを発症した労働者ら4人が、事業主の三星化学工業に、損害賠償を求めた訴訟の第1回弁論が、福井地裁であった。

三星化学工業福井工場では原因物質と思われるオルトトルイジンを扱う作業に従事した約40人のうち9人が2014年以降、次々と膀胱がんを発症した。原告の4人は化学一般労働組合連合に加入し、会社に対して労災認定の協力や職場環境の改善を求めてきた。し

かし、労災の検証は厚生労働省の調査へ丸投げ、労組の要求にも誠実な対応をせず、ついには、訴訟で会社の責任を明らかにするという手段を執らざるを得ないと、2018年2月28日に福井地裁へ提訴した。

5月8日福井地裁で第1回弁論が開かれ、原告の1人、田中康博さんが意見陳述を行った。工場では2000年ごろから労働者が膀胱炎、腎出血、メトヘモグロビン血症の診断を受け

たり、血尿が出たりといったことがありながら、会社側は何の対策も講じなかった。1人目の膀胱がん発症があった2014年、原告の1人が乾燥機内の作業は全身真っ白になり、ばく露がひどいのでやめてほしいと願い出たところ、逆に終業時間まで乾燥機内に入っているようにという業務命令を出したということを田中さんは訴えた。発症当時、子どもがまだ中学生であった原告もあり、その不安と苦痛は計り知れない。

今後裁判では、会社の責任が問われることになる。オルトトルイジンは、IARC（国際がん研究機関）からヒトに対して発がん性があるカテゴリー1に分類されているが、日本の厚生労働省が特定化学物質障害予防規則の措置対象物質としたのは、三星化学での膀胱がん発症を受けて2017年1月の改正が行われたときからだ。会社側は、発症の予見可能性や安全配慮義務を否定してくるのに対して、原告側は発がん性の知見の発達時期、必要だと考えられた対策について、論文などを元に遅く



弁論報告を行う弁護団



とも 2001 年頃には対策が必要だったなどの主張をしていく。また、膀胱がんは多発性に発症することが多く、再発率も高いということも、損害論では主張する。

被告側はこの訴訟の訴状、答弁書に対して閲覧制

限を申し立てた。和解で秘匿条項を付けるというのはよくあるが、訴状の閲覧制限は初めて聞いた。

弁論のあった 8 日には「三星化学工業の職業がん患者を支援する会」も結成された。

## 連合大阪、外国人何でも相談を実施

大阪

21 回目にあたる「連合大阪外国人なんでも電話相談」が 2018 年 3 月末から 4 月 1 日に開催された。

長期滞在者が増えてきたことにより、外国人労働者が自らの老後について不安を覚え、年金相談を受ける機会が増えたことは昨年も同様だったが、今年の相談には遺族厚生年金に関する相談もみられた。

### ◆増える相談言語

今年はミャンマー出身者からの相談もあり、技能実習生や留学生、あるいは人文知識・国際業務・技術ビザで来日して就労や就学中の人たち 3 件の相談が寄せられた。偶然日本語で対応できる方々だったため、ビルマ語の通訳を要する状態

ではなかったが、今後は日本語がまったく分からない技能実習生も相談を寄せる可能性もある。

技能実習制度については、中国や東南アジアの一部の出身者は、低賃金や非人道的取り扱いについて不満を述べたり、不正行為の告発を行ったりするようになってきているため、受入企業や監理団体は、カンボジアやラオスなどの後発国をターゲットに技能実習生を受け入れるようになると考えられる。今後はこれらの言語にも対応できるようになることが望ましい。また、今回はロシア出身者からの相談もあり、スラブ語圏の言語対応も視野に入れるべきだろう。

### ◆なくなる外国人技能実習制度における不正行為

2017 年 11 月に技能実習法が施行されているにもかかわらず、なくなるのが、技能実習機関である受入企業による不正行為である。来日後、契約書を交わした企業以外の会社で就労を強いられている技能実習生や、すでに来日した赤の他人に自分の名前が使われており、来日できなくなった技能実習生候補者からの相談があった。

煩雑になる手続きにもかかわらず、未だに外国人技能実習生を受け入れようとする事業所は、いかなる状況にある人でも絶対に働きたくない会社である。そのため、職業選択の自由がない技能実習生以外、働いてくれる人はいない。しかも、事業主は彼らが転職できないことを逆手に取って、法律も守らず、技能実習生を虐げているのだから非常に悪質である。外国人労働者の受入拡大が現実的になっている今日、このような相談会はますます連合をはじめとする労働組合にとって重要な事業となっていくだろう。

# 2018年夏期カンパへのご協力のお願い

日頃から当関西労働者安全センターの労働者の健康といのちを守る活動に、ご支援・ご協力をいただきまことにありがとうございます。

この間、労働者の権利を守る労働法制を「岩盤規制」などと呼んで切り崩そうとする安倍内閣によって、「働き方改革」関連法案が強硬に推し進められ、労働者にとって大きな危機に直面しています。過重労働対策は過労死防止法の成立により防止対策のための研究や啓蒙活動が推進され、これから対策が進むという局面にありながら、その動きを無視した過労死ラインとほぼ同じくらいの時間外労働まで認める長時間労働規制法が作られたり、国際的に職場の暴力やハラスメント防止対策を進める気運が高まっているのに対して、法律はおろかガイドラインさえ作られないという、政府の怠慢が続いています。

このような状況の中ですが、情勢をしっかりと見極め、労働者の権利やいのちを守っていかねばなりません。

また、一方、日々の労働の中で、安全に働くための現場に密着した活動も、今後、より一層力を入れていきたい所存です。

私たちは、労働組合、医師、法律家などの専門家の支援と協力の下に活動を続けていますが、何よりもみなさんひとりひとりの連携が重要だと認識しております。そしてみなさんからのカンパが、今後の当センターの活動の原動力となっていくことは間違いありません。

日頃絶えずご支援をいただきながらこのようなお願いをするに至っては誠に申し訳ないのですが、カンパに何とぞご協力のほどお願いいたします。

2018年6月

関西労働者安全センター  
事務局長 西野 方庸

郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫 梅田支店 普通 1340284

(15 ページのつづき)

業務上疾病の認定基準に含ませた。2015年には、ラドン肺がんが死亡したソウル地下鉄労働者が産業災害と認められた。

労働部は今年3月に「化学物質と物理的因子のばく露基準」告示を改正し、ラドンのばく露基準を600ベクレル(Bq/m<sup>3</sup>)とした。

「ラドンの職業的ばく露基準と管理基準作製方案」の研究を依頼されたチェ・ウンヒ円光大教授(看護学)は、「産業安全保健法に

放射線健康障害予防義務はあるが、細部基準を明示した規則は人工放射線だけに焦点を合わせ、ラドンのような自然放射性物質には安全管理基準がないのが実情」で、「呼吸保護具の着用とラドンばく露の低減対策を盛り込んだ、ラドン安全保健指針を作らなければならない」と話した。2018年5月23日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

(翻訳：中村猛)

# 5月の新聞記事から

**5/1** 外国人技能実習生6人が、東京電力福島第一原発施設内で建設作業に従事したことが分かった。実習生は昨年11月から第一原発施設内で、廃棄物焼却施設の基礎工事などに従事。放射線管理区域外で放射線防護に関する教育は行われなかった。元請けは建設会社の安藤ハザマ（東京）。

**5/7** 株式会社が運営する沖縄県内の就労継続支援A型事業所で働く視覚障がい者の女性（44）が、職場のパワハラで自殺未遂し重い後遺症を負ったとして、那覇労働基準監督署に労災申請した。女性は先天性白皮症で紫外線から肌を守る免疫がなく、弱視。女性は「完全送迎」をうたう同事業所で編み物製品作りなどに携わった。昨年8月、2カ月後の送迎中止を突然告げられ、9月担当者会議の席で、代表者やサービス管理責任者から暗に退職を強要する発言をされた。会議後、睡眠薬を多量服用して昏睡状態に陥り、筋細胞が破壊される横紋筋融解症になった。

**5/8** ニチアス王寺工場でアスベストによる健康被害を受けたなどとして、元従業員勝村正信さん（87）が1265万円の国家賠償を求めた訴訟は、奈良地裁で和解が成立。4月25日付。勝村さんは1957年6月～58年8月、石綿製品を切断する作業に従事。2007年に良性石綿胸水、11年にびまん性胸膜肥厚を患った。また新たに元従業員や遺族ら計6人が国に計225万円の損害賠償を求める訴訟を奈良地裁に起こした。原告は、奈良県内に住む元従業員の女性2人と、亡くなった元従業員3人の遺族4人。

**5/12** 2017年の衆議院議員選挙の前日に、兵庫県川西市の選挙管理委員会の男性職員が起こした死亡事故で、県警が4月23日、過労を知りながら運転を命じたとして、上司の選管事務局長も道交法違反（過労運転下命）の疑いで書類送検した。事故は2017年10月21日の夕方に発生。男性職員は期日前投票所の片付けに向かう途中だった。事故直前の1か月は残業時間が200時間を超え、1日も休みがなかった。

**5/14** 石綿被害の救済対象の可能性があると国から提訴を促されたのに、労災記録を不開示とされたのは違法として、死亡した元工場労働者男性2人の遺族が、国に不開示処分の取消を求める訴訟を大阪地裁に起こした。2人は兵庫県の工場で働き、2000年と04年に中皮腫で死亡し労災認定された。妻も死亡し、2人の長男はそれぞれ今年3月、国から国家賠償訴訟を促す通知を受け、救済対象になるかを把握するため兵庫労働局に労災認定記録の開示を請求したが、権利がないとの理由で開示されなかった。

**5/17** テレビ朝日のプロデューサーが、長時間労働による過労死で三田労働基準監督署から労災認定されていた。2015年2月に心不全のため、亡くなった50代の男性社員は、ドラマのプロデューサーで、倒れる数カ月前の残業時間は、最大で月130時間だった。

**5/19** 「中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会」の長野県支部が結成された。全国で22番目で、現時点で10人が参加し、会では専用の相談電話も設置するなどして活動を充実させていく。

**5/20** 青森労働局がまとめた青森県内の2017年労働災害発生状況によると、転倒で負傷するケースが

前年より大幅に増え、労災死傷者数全体の約3割で、50代以上が6割を超えた。労災死傷者数、転倒災害数を押し上げた要因は、冬期間の事故発生にあり、原因は17年も「滑り（冬期）」が205件と最も多い。

**5/21** 現役の記者などで作る「メディアにおけるセクハラを考える会」（代表＝谷口真由美・大阪国際大准教授）は、都内で記者会見し、メディアで働く女性たちの被害の報告をまとめた結果を公表。35人から150のセクハラ事例が報告された。4月21～30日の間に呼びかけ、新聞・放送局の記者、番組ディレクター、タレントなどの女性計35人の事例で、セクハラを受けたときの年齢は、20代が51%と過半数、30代が16%、40代が4%。

**5/24** 家電量販店「関西ケーズデンキ」の滋賀県内店舗で働いていたパート従業員の女性が自殺したのは、男性店長によるパワハラが原因として、遺族が同社と元店長に計約7千万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、大津地裁は、計110万円を支払うよう命じた。裁判長は、元店長が指示した競合店の価格調査が「業務の適正な範囲を超えた過重なもの、強い精神的苦痛を与える」として、精神的苦痛に対する慰謝料を認めた。一方で、女性が現実に価格調査業務に従事しなかったことから、指示と自殺との因果関係は認めなかった。原告側は控訴する方針。

**5/26** 厚生労働省は、労働基準監督署の監督業務の一部について、7月から民間委託を始める。社会保険労務士ら民間専門家が全国約45万事業所を対象に、時間外労働などに関する協定の有無を調べ、事業所の同意を得たうえで指導に乗り出す。監督業務の代行は、〈1〉社会保険労務士〈2〉弁護士〈3〉労基署監督官OBら、専門家への委託を想定しており、全国47都道府県の労働局が入札で委託先を決める。

**5/27** 富山県内の公立学校に勤務していた教諭が病死したのは長時間労働が原因だったとして、地方公務員災害補償基金の富山県支部が、遺族からの公務員災害申請を認める決定をしていた。4月9日付。教諭は2016年秋に病死。教諭は部活動の顧問もしており、同年夏ごろから過労状態が続いていたという。

**5/30** 厚生労働省発表の2017年労働災害発生状況では、死亡者は前年比5.4%増の978人と、3年ぶりに増加。建設業や運送業で事故が増えたため。政府は17年度までの5カ年計画で12年比15%以上の減少を目標に掲げたが、10.5%減にとどまった。

群馬県高崎市の市等広域消防局は、部下への指導中に下半身の露出を要求するパワハラ行為があったとして、高崎北消防署の分署長の男性司令長を減給10分の1（3カ月）の懲戒処分にした。井草明仁局長や北消防署長ら5人の監督責任も問われ、文書による訓告処分にした。分署長は2016年の勤務日の午後9時ごろ、職場の食堂で40代の男性職員を、1～3時間にわたって叱責。「男を見せてみる」と発言し、同僚がいる中で職員は下半身を露出した。

**5/31** 働き方改革関連法案は衆院本会議で自民、公明両党と日本維新の会などの賛成多数で可決。6月4日にも参院で審議入りする。政府・与党は20日までの会期を延長する方針で、法案は成立する見通し。

腰痛予防に腰部保護ベルト-宇土博医師(広島労働安全衛生センター顧問)監修 ミドリ安全(株)製

らくようたい インナー&アウタータイプ

Super (スーパーリリーフ) **NEW!**  
Relief インナータイプ



腹圧効果、骨盤補強効果で腰への負担を軽減。高い運動性と快適性。スーパーリリーフは、かさばらない肌着感覚のインナータイプで制菌効果・遠赤効果のある素材使用。

種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL	
らくようたい	男	DR-1G	黒/白	ウエスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女	DR-1L	黒/白	ウエスト	56-64	64-72	72-80	80-88	-
Super Relief	兼用	Super Relief	グレー・ブルー (ツートン)	ウエスト	56-65	65-85	85-100	100-110	-
				骨盤回り	64-72	70-88	85-102	100-112	-

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、性別、色、サイズをご指定の上、ご注文ください。

■パンフレットあります。関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278迄

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金には郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部		200円
年間定期購読料(送料込み)	1部	3,000円
"	2部	4,800円
"	3部以上は、1部につき	2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には	1部無料配布。2部以上は1部150円増

## Culture & Communication

— 封筒・伝票からパッケージ・美術印刷 —



株式会社

国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号  
TEL.06 (6551) 6854 FAX.06 (6551) 1259